

2. 補助対象者に関すること.....	2
Q2-1 補助金の対象となる世帯の要件はありますか？.....	2
Q2-2 義務教育終了前の子どもとはいつ時点を示していますか？.....	2
Q2-3 やむを得ない理由により住宅が竣工せず、三世帯同居又は三世帯近居開始日 が子どもの義務教育終了をする年度を越えてしまった場合、補助を受けること はできますか？.....	2
Q2-4 子どもが3人おり、そのうち1人は義務教育を終了し、2人は義務教育終了 前です。補助の対象になりますか？.....	2
Q2-5 子が妊娠中の場合は対象となりますか？.....	2
Q2-6 兄弟・姉妹で同居又は近居の補助金をそれぞれ受けることは可能ですか？	2
Q2-7 現在、妻方の父母と三世帯で同居していますが、その家を出て、住宅を新築 し新たに夫方の父母と三世帯同居する場合は補助の対象になりますか？....	3
Q2-8 現在、妻方の父母と三世帯で同居していますが、その家を出て、住宅を新築 し新たに夫方の父母と三世帯近居する場合は補助の対象になりますか？....	3
Q2-9 新居に引っ越すまでの間、父母世帯が住む実家に住民票を異動し、仮住まい していますが、補助の対象となりますか？.....	3
Q2-10 現在、親世帯が賃貸住宅に住んでいます。その近くに子世帯が新たに近居の ために住宅を新築等する場合、補助の対象となりますか？.....	3
Q2-11 子世帯は、ひとり親世帯でも補助の対象になりますか？.....	3
Q2-12 市内の社宅に居住している場合は賃貸住宅の扱いとなりますか？.....	3
Q2-13 親が住んでいる持ち家に同居しようと思いましたが、同居をしようとする と手狭になってしまいます。別の敷地で新たに同居のための住宅を建設しよう としたときに何か条件はありますか？.....	4

## 2. 補助対象者に関すること

Q2-1 補助金の対象となる世帯の要件はありますか？

A2-1 親世帯又は義務教育前の子がいる子世帯が三世代同居又は近居に東海市に居住している必要があります。

Q2-2 義務教育終了前の子どもとはいつ時点を示していますか？

A2-2 交付申請又は、完了報告を提出する日です。

Q2-3 やむを得ない理由により住宅が竣工せず、三世代同居又は三世代近居開始日が子どもの義務教育終了をする年度を越えてしまった場合、補助を受けることはできますか？

A2-3 条件を満たさないため補助を受けることはできません。

Q2-4 子どもが3人おり、そのうち1人は義務教育を終了し、2人は義務教育終了前です。補助の対象になりますか？

A2-4 子どもが複数人いる場合、1人でも義務教育終了前の子どもがいれば補助の対象となります。

Q2-5 子が妊娠中の場合は対象となりますか？

A2-5 三世代同居又は三世代近居を開始した日（補助対象住宅の住所地に住民票を異動した日）時点で妊娠中の場合は補助の対象にはなりません。

Q2-6 兄弟・姉妹で同居又は近居の補助金をそれぞれ受けることは可能ですか？

A2-6 親世帯がそれぞれの子世帯と同居又は近居の要件を満たしていれば、補助対象となります。

(参考)

例1：親世帯と長男世帯（子世帯）が三世代同居補助を受けたのち、長女世

帯（子世帯）が市内で住宅を建設した場合、長女世帯は三世代近居の補助対象となります。

例2：親世帯と長男世帯（子世帯）が三世代同居補助を受けたのち、親世帯が長女世帯（子世帯）と同居するため、市内で住宅を三世代同居として建設した場合、長女世帯は補助の**対象外**となります。

Q2-7 現在、妻方の父母と三世代で同居していますが、その家を出て、住宅を新築し新たに夫方の父母と三世代同居する場合は補助の対象になりますか？

A2-7 新たな三世代同居となるため、補助の対象になります。

Q2-8 現在、妻方の父母と三世代で同居していますが、その家を出て、住宅を新築し新たに夫方の父母と三世代近居する場合は補助の対象になりますか？

A2-8 近居のための住宅の新築等に該当するため補助の対象になります。

Q2-9 新居に引っ越すまでの間、父母世帯が住む実家に住民票を異動し、仮住まいしていますが、補助の対象となりますか？

A2-9 父母世帯が住む実家は三世代同居のために新築等をした住宅ではないため対象にはなりません。また、新居で三世代同居をした場合も既に三世代同居をしているため対象にはなりません。

Q2-10 現在、親世帯が賃貸住宅に住んでいます。その近くに子世帯が新たに近居のために住宅を新築等する場合、補助の対象となりますか？

A2-10 補助の対象になります。

Q2-11 子世帯は、ひとり親世帯でも補助の対象になりますか？

A2-11 義務教育終了前の子を有していれば補助の対象になります。

Q2-12 市内の社宅に居住している場合は賃貸住宅の扱いとなりますか？

A2-12 社宅に住んでいる場合は、賃貸住宅として扱い、補助の対象になります。

Q2-13 親が住んでいる持ち家に同居しようと思いましたが、同居をしようとする  
手狭になってしまいます。別の敷地で新たに同居のための住宅を建設しようとし  
たときに何か条件はありますか？

A2-13 親世帯が居住している持ち家がある場合は、原則、申請前に売却や解体、売買  
等をしていることを条件にしています。